

役員貸付金および役員借入金

- ・ 中小企業等の規模が小さい会社では、役員（社長や専務取締役等）が会社のお金を貸し借りする場合がある。
- ・ この場合、貸付け時は、資産である（ ）勘定、借入れ時は負債である（ ）勘定で処理する。
- ・ 役員への貸付けは、「役員が会社のお金を個人的に借りる」ということであり、役員からの借入れは「役員から会社の資金不足を補ってもらっている」ということである。そのため、本来はどちらも存在しない方がよい取引項目である。
- ・ このような事から、（ ）を考慮して通常の貸付金勘定、借入金勘定とは区別して用いる勘定科目となっている。



仕訳の練習問題

- ・ 下記の取引について、仕訳を行いなさい。
1. 当社の専務取締役である B 氏に資金を貸付ける目的で 50,000 円の小切手を振出した。ただし、その重要性を考慮して役員への貸付けであることを明示する勘定を用いることにした。なお、貸付期間は 8 か月、年利率 5%、利息は元金とともに受け取る条件である。
 2. 当社の社長である A 氏から、当社の資金不足を補うために個人資産の現金 30,000 円が普通預金口座へ振り込まれた。ただし、その重要性を考慮して役員からの借入れであることを明示する勘定を用いることにした。なお、借入期間は 6 か月、年利率 0%、の条件である。

1. () ()

2. () ()